

ワーカーズ

http://www.workers-net.net/
mail workersnet@workers-net.net

毎月1日・15日 発行1部150円 半年2000円(郵送)
郵便振替 00180-4-169433 (ワーカーズ社)

2015/10/1 545号

今号の内容

- ・反転攻勢に出よう！安倍政権は追い詰められる！ ②③
- ・胸を張り、声高く進もう。われわれはあきらめない！ ④
- ・新聞各紙による安倍政治の評価を読む ④
- ・新聞各紙の論調を読む(2) ④⑤
- ・「エイジの沖繩通信」(NO.17)・・・(沖繩ではもう安倍法が始まっている) ⑤⑥
- ・読書室 『昭和天皇の戦後日本(憲法・安保体制にいたる道)』 ⑥⑧
- ・紹介・・・「憲法の力」 著伊藤眞 集英社新書 ⑧⑨
- ・色鉛筆・・・ ⑨
- ・9月13・14日 震災ツアーに参加して ⑩
- ・続 震災ツアー ⑩
- ・読者からの手紙 ⑫
- ・コラムの窓・・・ ⑫

自衛隊員を戦場に送るな！ 国のために死ぬ愚かさを知れ！



「雨の中、神宮外苑での学徒壮行会」昭和18年(1943年)10月21日、送られる学徒25,000人見送る女子学生ほか約50,000人の人々が集まった。東条首相の訓示、出陣学徒の答辞、最後に「海行かば」の大合唱で壮行会の幕を閉じた。此の壮行会に出た出陣学生のうち約3,000人が戦死したと言われている。」

安倍の戦争法が強行採決に次ぐ強行採決によって成立した。とりわけ、鴻池委員長による参院特別委員会での採決は無効というほかない映像が流れ、多くの人が国会の惨状を見せつけられたのではないか。それにもかかわらず、国家権力を握っている勢力は既成事実の積み重ねによって「国軍」を生み出すだろう。

この国を戦争する国にさせないために何ができるのか。戦争法に賛成した国会議員を次の国政選挙で落とそうという動きはすでに始まっている。

。弁護士からは違憲訴訟を行うという動きがある。水島朝穂氏は自身のブログ「直言」で、憲法違反を理由とした戦争法の廃止法案を直ちに国会に提出すべしと主張している。これらは、すべての勢力がすべての手段を用いて戦争する国の出現を阻止しようというものだ。

かつて、皇軍兵士は日の丸の旗に送られて戦場へと、死出の旅に送り出された。天皇のために命を捧げること、国のために戦場へと向かうことを強制され、当然としてもいた。教育勅語による教育、それは調教というほかないものだったが、安倍の教育基本法改悪や石原・橋下の教育への介入は、再び「少国民」をつくりだそうとしている。特攻という悲惨な自爆攻撃によって、若者たちが自死を強制された過去を忘れてはならない。

この社会が自衛隊員を戦場へと追いやるか、戦争する国を拒否するのかわれている。脅威が拡大しているという宣伝が敵をつくりだし、軍備増強への支持を根強いものとしている。軍需産業は武器輸出を要求し、米軍と一体となった新軍部・自衛隊上層部の実戦への欲求も強まっている。自衛隊員は任務なら従うと言いつつ、その家族は反対できないと言いつつ、これらすべてを呑み込み、肥大しつつ暴走する安倍政治を許してはならない。この愚かな循環を断ち切れ。

(折口晴夫)

反転攻勢に出よう！

安倍政権は追い詰められる！

学者・専門家による反対表明
それに行動に立ち上がった多くの
人々による反対の声を無視して
アベ戦争法が成立させられてし
まった。国会内外の議論で、安倍
首相などが言う同法の必要性や根
拠の純びが次々と明らかになるな
かでの強行採決、ただただ国会議
席の多数に依拠しての暴挙という
以外にない。

安倍首相にとっては念願の戦争
法の成立だったかもしれない。
が、反対行動の拡がりは、武力行
使への安倍首相のフリーハンドを
狭めるまで追い詰めたともいえ
る。



「自衛隊の持てる力を發揮する
ための解釈改憲だった。」
はじめに戦後の経緯をちよつ
とだけ振り返る事から入ってみ
たい。

日本は、あの戦争への反省と
教訓を踏まえ、戦争とそのため
の戦力を放棄し、平和な国家づ
くりに進むはず、だった。ある
いは、日本は「普通の国」とし
てではなく、戦争はしない、武
力も持たない「特殊な国」とし

法案が成立させられたとはい
え、ここで立ち止まることなく、
防衛戦から陣地戦へ、さらには追
撃戦へと闘いの歩みを進めてい
きたい。

◆裏口入学？

すでに多く語られてきたよう
に、今回の戦争法の意味は、なん
だかんだと屁理屈をこねて自衛隊
が現実には武力行使できるようにす
ること、さらには政治と軍勢力を
一体化して外交を展開する「普通
の帝国主義国家」として再登場し
たいという、安倍首相の思惑を実
現する一里塚だ、ということに
ある。いはば、安倍首相が言う、
「自衛隊の持てる力を發揮する
ための解釈改憲だった。」

はじめに戦後の経緯をちよつ
とだけ振り返る事から入ってみ
たい。
日本は、あの戦争への反省と
教訓を踏まえ、戦争とそのため
の戦力を放棄し、平和な国家づ
くりに進むはず、だった。ある
いは、日本は「普通の国」とし
てではなく、戦争はしない、武
力も持たない「特殊な国」とし

や一抹の危惧も無いわけではな
い。

今回の戦争法案反対の根拠とし
て、憲法違反かどうかに大きな争
点が集まったこともその一つだ。
それ自身が一つの大きな争点であ
るには違いない。が、本来は憲法
に違反している日米軍事同盟や在
日米軍基地の問題など、現実の政
治・軍事問題との関係性が時に後
景に追いやられたことである。こ
のことは、安倍政権が、現実の安
保環境が激変したこと、あるいは
最近の中国の脅威を協調してきた
姿勢への全般的な対決の構図をつ
くる面での不十分さと関連してい
る。安倍政権との攻防は、平和主
義の理念追求と安保・軍事面での
現実対応とですれ違いに終始し
た。

街頭など闘いの最前線では、一
面化や単純化はやむを得ないこと
で、必要な場面もある。が、継続
的な闘いの観点からは、土台の不
充分さとして今後の闘い方にも影
響するかもしれない。すべて今後
の闘い方次第にかかっている。

またこの間の街頭での闘いを
リードしてきた観がある学生団体
(SEALDs)や学者の(会など)
の一部には、政党や労組などの旧
来型の闘いへの違和感や反撥から
か、個人としての闘いを重視する
声も聞かれた。あるいは政党や労
組などの行動を「動員された行

て再出発するこ
とで、戦後の国
際社会に復帰す
ることが出来た
ともいえる。

ただし現実には、平和国家と
しての再出発を
願う圧倒的多数
の人々の願いに
反し、一つまた一つとその歩みを
ねじ曲げられてきた。その出発点
が、サンフランシスコ条約に基づ
く日本の本格的な再軍備と日米軍
事同盟だった。それ以降、戦前か
ら続く日本の反動勢力は、日本も
「普通の国家」として、憲法の制
約を実質的に突破してしまう施策
を次々と導入してきた。

戦前のような軍勢力も行使でき
る普通の国への再転換は、当然な
がら内外からの厳しい警戒や批判
を受けてきたものでもあった。日
本の支配勢力は、やむなく日本の
「普通の国家」への回帰を、日米
同盟のもとで、米国や米軍に追随
する手法でその回帰を追求する道
を選択せざるを得なかったわけ
だ。

ただし、こうした野望がそう簡
単に実現できるはずもない。米国の
日本コントロール、アジア民衆
の監視、それに日本の民衆などの
平和意識と闘いが、その野望の前
に立ちはだかっていたからだ。安
倍首相が言う「戦後レジームから
の脱却」とは、そうした内外から
の制約を散り払って、戦前のような
軍勢力の行使もいとわぬ「普通
の国」へと日本を再度大転換さ
せる、ということに他ならない。

だから「戦後レジームからの脱
却」という旗印は、戦前のような
日本を取り戻す、という安倍首
相の野望を、単刀直入に表すス
ローガンなのだ。
ただしそうした安倍首相の野望
も、すんなり実現したわけではな
い。第二次政権発足直後は、その
もくろみを改憲に賭けてきた。
が、三方向からの制約は重く、明
文改憲という正面突破の思惑は跳
ね返され、やむなく裏口入学とし
ての96条改訂や、さらには何度
も繰り返してきた解釈改憲に後退
せざるを得なかったのが、これま
での経緯だった。

今回の戦争法の成立は、一面で
安倍首相などの好戦派の野望がま
た一つ実現したことは間違いない
が、半面では、当初の思惑が
普通市民による個々の自発的な
行動と、政党や労組の組織的な闘
いが結合するような道を模索すべ
きだと考える。これはいまの民
間大企業を中心とする御用組合が
多い連立労組には期待できないと
しても、一連の反原発闘争や戦争
法案反対の闘いの場でも、現に
個々の左派的・独立系組合などは
重要な参加勢力になっているの
だ。そうした将来展望を共有する
ことで、戦争法制の撤廃や安倍政
権打倒をめざす闘いのバージョン
アップも可能になるのだと思う。

今回の若者などの闘いは、あの
中東でのジャスミン革命や香港で
の雨傘革命、それにニューヨーク
のオキュパイ運動などに触発され
た面もあるだろう。それら若者を
中心とする闘いはそれなりに大き
な役割を果たした。が、問題はそ
うした闘いが一旦はうまくいった
り、あるいは挫折した後の問題
だ。エジプトでは、11年の民衆
革命で政権打倒にこぎ着けた。
が、イスラム勢力に偏ったムルシ
政権が13年の軍部のクーデター
で排除される段階では、青年組織
の一部はむしろ軍隊に期待する
という態度を取ってシーシ軍事クー
デターを後押ししてしまった。い
ま、エジプト革命を牽引した少な
くない青年が監獄に入れられてい
るといふ。こうした諸外国の経験
からも学んでいく必要がある。

私は、反原発運動も同じだが、
使協調で安定していて、それに警
察や官僚組織が機能していれば、
支配体制は安泰だ、というもの
だった。いわゆる「労使関係安定
帯論」である。国家支配の要諦で
ある体制の安定策を語ったこの発
言に即してみれば、今回の闘いの
最大の弱点と言え、個々の組合
員の声を反映した労働組合の参加
が限られたこと、しかも街頭や
ネットでの闘いに終始し、職場や
工場での闘いと連動できなかった
こと、だろう。

たどえばやはり玉に挙げる動員型
の集会・デモにおいても、工場や
職場での組合員の声や意志を背景
として行動に出るといふ側面も見
る必要がある。私が所属したかつ
ての組合でも、集会やデモに取り
組むべきだ、という組合員の声か
執行部を動かす場面も多々あった
のだから。

端的な話が、街頭での集会やデ
モが、工場や職場でのストライキ
などと結びつくことに、政権や支
配層は危機感を抱き、また動揺す
る。かつて「桜田テゼ」という
ものがあつた。40年近く前の話
だが、当時の日経連会長だった桜
田武が、ロッキード事件やスト権
ストで混乱した政治状況のなかで
発言した言葉だ。主旨は「政治は
混乱していても、企業の職場が労



自衛隊の航空母艦「ひゅうが」専守防衛と言
うよりも、既に攻撃型兵器だ

倍首相が言う「戦後レジームから
の脱却」とは、そうした内外から
の制約を散り払って、戦前のような
軍勢力の行使もいとわぬ「普通
の国」へと日本を再度大転換さ
せる、ということに他ならない。
だから「戦後レジームからの脱
却」という旗印は、戦前のような
日本を取り戻す、という安倍首
相の野望を、単刀直入に表すス
ローガンなのだ。
ただしそうした安倍首相の野望
も、すんなり実現したわけではな
い。第二次政権発足直後は、その
もくろみを改憲に賭けてきた。
が、三方向からの制約は重く、明
文改憲という正面突破の思惑は跳
ね返され、やむなく裏口入学とし
ての96条改訂や、さらには何度
も繰り返してきた解釈改憲に後退
せざるを得なかったのが、これま
での経緯だった。

今回の戦争法の成立は、一面で
安倍首相などの好戦派の野望がま
た一つ実現したことは間違いない
が、半面では、当初の思惑が
普通市民による個々の自発的な
行動と、政党や労組の組織的な闘
いが結合するような道を模索すべ
きだと考える。これはいまの民
間大企業を中心とする御用組合が
多い連立労組には期待できないと
しても、一連の反原発闘争や戦争
法案反対の闘いの場でも、現に
個々の左派的・独立系組合などは
重要な参加勢力になっているの
だ。そうした将来展望を共有する
ことで、戦争法制の撤廃や安倍政
権打倒をめざす闘いのバージョン
アップも可能になるのだと思う。

今回の若者などの闘いは、あの
中東でのジャスミン革命や香港で
の雨傘革命、それにニューヨーク
のオキュパイ運動などに触発され
た面もあるだろう。それら若者を
中心とする闘いはそれなりに大き
な役割を果たした。が、問題はそ
うした闘いが一旦はうまくいった
り、あるいは挫折した後の問題
だ。エジプトでは、11年の民衆
革命で政権打倒にこぎ着けた。
が、イスラム勢力に偏ったムルシ
政権が13年の軍部のクーデター
で排除される段階では、青年組織
の一部はむしろ軍隊に期待する
という態度を取ってシーシ軍事クー
デターを後押ししてしまった。い
ま、エジプト革命を牽引した少な
くない青年が監獄に入れられてい
るといふ。こうした諸外国の経験
からも学んでいく必要がある。

私は、反原発運動も同じだが、
使協調で安定していて、それに警
察や官僚組織が機能していれば、
支配体制は安泰だ、というもの
だった。いわゆる「労使関係安定
帯論」である。国家支配の要諦で
ある体制の安定策を語ったこの発
言に即してみれば、今回の闘いの
最大の弱点と言え、個々の組合
員の声を反映した労働組合の参加
が限られたこと、しかも街頭や
ネットでの闘いに終始し、職場や
工場での闘いと連動できなかった
こと、だろう。

たどえばやはり玉に挙げる動員型
の集会・デモにおいても、工場や
職場での組合員の声や意志を背景
として行動に出るといふ側面も見
る必要がある。私が所属したかつ
ての組合でも、集会やデモに取り
組むべきだ、という組合員の声か
執行部を動かす場面も多々あった
のだから。

端的な話が、街頭での集会やデ
モが、工場や職場でのストライキ
などと結びつくことに、政権や支
配層は危機感を抱き、また動揺す
る。かつて「桜田テゼ」という
ものがあつた。40年近く前の話
だが、当時の日経連会長だった桜
田武が、ロッキード事件やスト権
ストで混乱した政治状況のなかで
発言した言葉だ。主旨は「政治は
混乱していても、企業の職場が労

私は、反原発運動も同じだが、
使協調で安定していて、それに警
察や官僚組織が機能していれば、
支配体制は安泰だ、というもの
だった。いわゆる「労使関係安定
帯論」である。国家支配の要諦で
ある体制の安定策を語ったこの発
言に即してみれば、今回の闘いの
最大の弱点と言え、個々の組合
員の声を反映した労働組合の参加
が限られたこと、しかも街頭や
ネットでの闘いに終始し、職場や
工場での闘いと連動できなかった
こと、だろう。

砕かれて裏口からしかその野望を
実現できなかったという意味で、
安倍首相としては、中途半端な結
果を余儀なくされたことになる。
私たちは、今後の闘いのあり方を
考える上でも、こうした攻防戦の
位置と性格を直視する必要がある
。

◆原動力

今回の戦争法案反対の闘いは、
最近に大きく拡がった。これ
までの一部野党や左派的・独立的
労組、あるいは政治グループ・市
民団体などが担って来た反対行動
は、今回大きく拡がったのだ。
多方面から注目されているよう
に、学生などの若者やママさんグ
ループそれに学者集団など、これ
まで政治行動から距離を置いてき
た人たちが大挙して政治の舞台と
街頭に登場した。それに、学者や
各職業団体からも多くの反対決議
や声明が寄せられた。これらにも
触発されて、ごく普通の人たちが
それぞれ街頭に出てアピールする
場面が、それこそ都会から地方ま
で含めて日本中のあちこちで見ら
れた。

こうした行動は、90年初頭の
アフガン・イラク戦争反対行動の
時より、格段に拡がりを持ったも
のだった。その時は、人々の人道
的な正義感や使命感から突き動か
された。

か疑問符が付いたままだ。出撃準
備中の米軍機への給油など、米軍
の武力行使との一体化の問題も曖
昧さが浮き彫りになった。また存
立危機事態や重要影響事態という
概念も曖昧さが露わになり、事実
上の政府への白紙委任に対して厳
しい目が注がれるようになった。
これらも含めて実際の法律運用や
武力行使に際して、政権の判断は
厳しい批判の目に晒されるだろ
う。いはば、実際の法律運用の道
に地雷が埋め込まれたようなもの
だ。

いうまでもないが、安倍首相の
野望は今回の戦争法が最終目標で
はない。次はなにが来るのだろう
か。
普通であれば、安倍首相が当初
持ち出していたように集団的自衛
権の全面行使、それを可能にする
ような憲法の明文改定だろう。し
かしこれまでの攻防で、国民世論
の半ば以上が、戦争法案のごまか
しや危険性を見抜いてしまった。
過去の改憲アンケートで9条改憲
では改正賛成派が少数だったが、
憲法改正そのものには改憲賛成派
が多数だった。が、安倍政権によ
る改憲そのものへの警戒観や批判
が拡がっており、明文改憲はこれ
まで以上にハードルが高くなつ
た。一本調子に改憲に走ることは
出来ないだろう。むしろ今後の展
開は、実質的な軍勢力の整備や海

外派兵の実績づくりなどに向けら
れるかもしれない。現に、政権は
来年早々にも南スーダンでのPK
O活動で今回の戦争法の適用を準
備している。とはいっても、安倍
首相などは9条改憲をあきらめた
わけではない。現にその旗は掲げ
続けるとも明言している。

安倍首相は通常国会の会期末を
前に記者会見した。そこでは戦争
法だとのレッテル貼りに対して向
きになって反論する姿が目立つ
た。それだけダメージがあつたの
だろう。また次の改定内閣の重要
課題に「一億総活躍社会」をあ
げ、アベノミクスは第二ステージ
の始まりだと強弁した。選挙の前
には経済・景気、選挙が終われば
改憲なのだろうか。そんな安倍政
権の有権者を小馬鹿にした態度は
繰り返させてはならない。安倍政
権打倒への闘いを、これまで以上
に拡げていく以外にない。(廣)

外派兵の実績づくりなどに向けら
れるかもしれない。現に、政権は
来年早々にも南スーダンでのPK
O活動で今回の戦争法の適用を準
備している。とはいっても、安倍
首相などは9条改憲をあきらめた
わけではない。現にその旗は掲げ
続けるとも明言している。

されていたのに対し、今回の行動
は、それこそ自分たちや自分の子
どもが戦争にかり出されるかもし
れない、しかもそのことが自分の
知らないところで決められてしま
うという、まさに自分の身に降り
かかる脅威として捉えられてい
た、ということだろう。それがた
とえ「利己的」と言われようが、
自分自身の問題として、主権者意
識・当事者意識を持って受け止め
られたことは、反原発行動と共通
で近年にない画期的な事態だつ
た。そうした思いやそこからわき
上がる行動は、ちよつとやそつと
のことで消え去ることがない。一
端このことを自覚した人々は、た
とえ一時は最前線から退いたとし
ても、事態の推移によっては必ず
行動で意思表示するだろう。

政治が変わるのは、いつの時代
でも新しい行動参加者が大規模に
政治の舞台に登場する時だ。そう
した人たちが政治変革の原動力と
なる。反原発や今回の闘いで、そ
の端緒が切り開かれた事になる。
今後それがどう拡大・展開する
か、真価が問われる時でもある。
新しい主役は、多くの課題を乗り
越えて必ず飛躍した闘いを展開す
るだろう。

◆結合

ただ今後の闘いに影響する課題

外派兵の実績づくりなどに向けら
れるかもしれない。現に、政権は
来年早々にも南スーダンでのPK
O活動で今回の戦争法の適用を準
備している。とはいっても、安倍
首相などは9条改憲をあきらめた
わけではない。現にその旗は掲げ
続けるとも明言している。

安倍首相は通常国会の会期末を
前に記者会見した。そこでは戦争
法だとのレッテル貼りに対して向
きになって反論する姿が目立つ
た。それだけダメージがあつたの
だろう。また次の改定内閣の重要
課題に「一億総活躍社会」をあ
げ、アベノミクスは第二ステージ
の始まりだと強弁した。選挙の前
には経済・景気、選挙が終われば
改憲なのだろうか。そんな安倍政
権の有権者を小馬鹿にした態度は
繰り返させてはならない。安倍政
権打倒への闘いを、これまで以上
に拡げていく以外にない。(廣)

外派兵の実績づくりなどに向けら
れるかもしれない。現に、政権は
来年早々にも南スーダンでのPK
O活動で今回の戦争法の適用を準
備している。とはいっても、安倍
首相などは9条改憲をあきらめた
わけではない。現にその旗は掲げ
続けるとも明言している。

外派兵の実績づくりなどに向けら
れるかもしれない。現に、政権は
来年早々にも南スーダンでのPK
O活動で今回の戦争法の適用を準
備している。とはいっても、安倍
首相などは9条改憲をあきらめた
わけではない。現にその旗は掲げ
続けるとも明言している。

胸を張り 声高く進もう われわれはあきらめない！

安倍政権が、集団的自衛権を現実するための事実上の「戦争法案」を強引に参議院を「通過」させました。

この法案に関しては、あらためて言うまでもないですが「日本の防衛」ではなく、同盟国である米国の世界戦略への合流を意味しています。

米国は、戦後七十年間に多くの戦争を米国土の侵略防止という理由からではなく、米国防省（ペンタゴン）とロッキード、ボーイング、レイセオンなど軍産複合体の利害のために世界中で戦争を引き起こしてきたのです。軍事情報と軍需産業の利益に基づいて軍備を拡張し戦争をしてきました。



並行してアフガンへの介入という不毛で無謀な戦争に命を懸けてきました。多くのイラク人、アフガン人が戦闘員のみでなく一般住民も殺戮されました。今でもそれは続いています。米兵も多くの死傷者を出しています。帰還兵もほとんどが精神的疾患をわずらい「勝利」とか「敗北」など関係なしに悲劇の連鎖が続いています。こんな不毛な軍需産業のための戦いに安倍首相は参戦すると決意したのです。それが現実です。日本軍自衛隊もまた他国の治安の問題や内戦に絡んで、戦力を送り込み国際社会とやらのリーダーでありたいでしょう。同時に、日本にも米国同様の軍産複合体を創設し、教育制度やマスコミを統制して戦争を望む国民づくりを始めたいのです。戦争を商売の手段にしたいのです。成長産業にするつもりなのです。

こうしたなかで安倍政治に励まされた自衛隊軍部の暗躍が強まっていますし、三菱重工をトップとする日本軍需産業も活発化しています。

このままでは日本も米国同様の戦争をやめられない社会になってしまします。

状況は困難になりました。しかし、安倍内閣の対外戦争を可能とする法律はあくまで「法律」です。こんなことは憲法に違反するという明確な事実とともに、国民多数の議決によって「廃止」することは当然可能なことです。次回の参議院選挙、衆議院選挙で自民党を敗北させればよいことです。あきらめるなんて必要ありません。「決まった」のは今国会の話のみです。

街頭活動や集会で国民世論を一層高めれば、裁判での違憲判決や国会での「廃案」への道が切り開かれるでしょう。

前に進もう、拳かかかけすすもう、声高く進もう、嵐突きすすもうー未来のために

(文)

20日「毎日新聞」は、「安保転換を問う 法成立後の日本、国民が監視を強めよう」として、「新法制の成立で私たちが失ったものもあるが、希望も見た」と「多くの人が安全保障や日本の国の在り方を切実な問題として考えるようになったことだ」と、デモに明け暮れたこの夏の日々が無駄には終わらないと強調した。また、「首相は、日本が集団的自衛権を行使できる国になることで、祖父の岸信介元首相が改定した日米安保条約の双務性を高め、憲法改正につなげたい」と考えてきた。日本を軍事的に『普通の国』に近づけようという「ことだ」と指摘している。

同日「朝日新聞」は、「安保法制と民主主義 新たな『始まり』の日に」として、「自由も民主主義も、日々私たちが行使することによってのみ守られる」「既成事実を身を委ねず、自分の頭で考え、言葉にし、今ここにはない現実を自らの手でつくり出していこうとする主権者一人ひとりの不断の努力が、この国の明日を希望で照らす」と主張している。また、「まさに安倍政権が見せつけているのは、日本が70年かけて積み上げてきた理念も規範も脱ぎ捨て裸と



なった、むき出しの権力の姿である」と指摘。

九電川内原発再稼働の強行や、沖縄辺野古新基地建設で見せているむき出しの暴力こそが国家権力の真実の姿だ。「SEALDs」の若者たちも、いずれこのむき出しの権力と遭遇するだろう。若者たちが、かの老若無差別のようにくじけることなく、力強く前進できるように全力でサポートしよう。

前記「中日新聞」がジャーナリズムの使命を確認している次の文章も紹介し、マスコミにも希望があることを示したい。「憲法を再び国民の手に取り戻すまで、『言わねばならないこと』を言い続ける責任を自らに課したい。それは私たちの新聞にとって『権利の行使』ではなく『義務の履行』だからである」(晴)

新聞各紙による安倍政治の評価を読む

安倍の戦争が自公与党と、一部野党の賛成で強行可決された。すでに読むまでもないという声が聞こえてきそうだが、9月16日「産経新聞」が安倍総裁再選に関する社説検証を行っているので、紹介したい。

無投票再選について、「産経」読売、日経の3紙は再選が当然と受け止め、新たな任期(3年)の課題を論じたのに対し、朝日、毎日、東京の3紙は自民党の議論不在を批判し、成立間近の安全保障関連法案についても、進め方が強引などと異議を唱えた

産経など3紙はアベノミクスの推進が今後の最重要課題だとし、「規制緩和の徹底、環太平洋経済連携協定(TPP)の早期妥結など、成長戦略の強化を求め、産経と読売は、電力の安定供給に向けた原発再稼働の重要性を指摘した」

締めくくりは、「安保関連法案は週内にも参院本会議で可決され、成立する。消費税の10%への引き上げまで、あと1年半となり、アベノミクスはいよいよ正念場を迎える」とある。産経は戦争法は決着がついたと評価し、拉致被害者救出に向けた首相の決意憲法改正への行動などを求め、安倍

縮めくりは、「安保関連法案は週内にも参院本会議で可決され、成立する。消費税の10%への引き上げまで、あと1年半となり、アベノミクスはいよいよ正念場を迎える」とある。産経は戦争法は決着がついたと評価し、拉致被害者救出に向けた首相の決意憲法改正への行動などを求め、安倍

(24日「神戸新聞」)という安倍政権の「経済カードでの浮揚もくろむ」の思惑と

ピタット一致している。こんな子どもだまし惑わされるようでは、この国に未来はない。(晴)

新聞各紙の論調を読む(2)

9月20日「朝日新聞」が19日付け各紙の論調を報じている。毎日「支持ない派兵ならぬ」、読売「必要最小限の抑止力」等と。朝日・毎日日は省略し、他紙について紹介する。

東京「法律が成立しても国民多数が望まぬなら不用にできる」、読売「強大化する中国と向き合い、必要最小限の抑止力を維持できるようになる」、産経「自国存立のために集団的自衛権を行使できるようにするのは当然」

読売は60年安保闘争に参加した大学名誉教授の「当時は安保改定が何なのかよくわからないままデモに加わったが、のちに必要だと理解できた」という声を紹介し、若い世代のデモ参加の意義を貶めようとしている。この名誉教授の発言は、軽薄だった過去を告白しているだけではないか。ついでに各紙の社説も紹介しよう。

19日「神戸新聞」、「安保大転換『平和主義』を守り抜こう」では、「政府は禁断の『ルビコン川』を渡ろうとする。だが国民の意思で引き返すことはできる。これで終わったわけではない。これからが重要だ」と強調している。

以上、見てきたようにポイント
は2012年の「アーミー・ナイ」報告書、2014年の「河野統合幕僚長の訪米」、2015年の「安倍首相の訪米」である。特に、安倍首相がまだ国内では安保法案の問題が出ていない段階で、米国で必ず「安保法案」を成立させると約束していることだ。

この事を、内田樹氏は次のように述べている。
「これほど否定的条件が整いながら、あえて安倍内閣が法案の成立にこだわった合理的な理由はない。4月の米議会での夏までに、成就させます」と誓言したからである。・・・なぜか。それは日本が米国の政治的属国だからである。」「戦勝国が『押しつけた』憲法9条を空洞化し、『戦争ができる国』になるためには戦勝国の許可が要るのだ。・・・安倍首相はその誓言を履行した。かつて韓国の李承晩、ベトナムのゴ・ジン・ジエム、インドネシアのスハルト、フィリピンのマルコスを迎えた『開発独裁の殿堂』入り」(9月18日付、琉球新報より)

ハイジンの沖縄通信 No.11

「安保法と沖縄」(沖縄はなぜ安保法がダメなのか)

※はじめに

9月17日の参議院安保特別委員会での「採決」の場面、テレビで見た多くの人々から「あのよう

に委員長席周辺が騒然とし、委員長の議事進行の声を首席で委員が聴き取れない状況で、5件もの採決がされたとは信じられない」という声が上がっている。至極もつともな指摘である。

誰が見ても「採決」とは言えない。「採決」がそもそもなかったというのが本当の事ではないのか?このような余りに理不尽な状況が既成事実としてまかり通るのを見逃すことはできない。

さつそく、インターネット署名(「議決がなかったことの確認と審議続行を求める」内容)が全国に呼び掛けられ、署名開始から5日間で3万2千筆を超えた。さらに「無効だ」との抗議の声をしつこく上げていこう!

あらためて今回の安保法成立の流れを確認し、問題点を提起したい。

1. 安保法成立の流れ

2010年・米軍「エアーバトル」の登場
★2012年・「アーミー・ナイ」報告書。
アーミー・ナイ元国務補長官やナイ元国防次官補らの「ジャパン・ハンドラー」が、日本に安保法の制定を求めていた。報告書は日本に米国との同盟強化を迫り、日本が集団的自衛権を行使できないことを「日米同盟の障害となっている」と述べている。

2012年7月・統合幕僚監部防衛計画部の内部資料「日米の『動的防衛協力』について」の中で、キャンプ・シュワブに普通科中隊(約150人前後)、ハンセンに 普通科連隊(約600人規模)の緊急展開部隊を常駐させる方針が示されていた。

2013年12月・「国家安全保障会議」(日本版NSC)の発足。「特定秘密保護法」(米国との機密共有)の成立。

2014年4月・「防衛装備移転三原則」(武器輸出を事実上解禁)の閣議決



2014年12月・「河野克俊統合幕僚長」は訪米し、ダンフォード米海兵隊総司令官と面談し、米海兵隊と陸上自衛隊との共同訓練の強化、米軍専用施設・区域の共同使用を確認したと言った。

2015年4月・「新ガイドライン」(日米防衛協力指針)では、「自衛隊と米軍の相互運用性を拡大し、柔軟性を向上させるため施設・区域の共同使用を強化する」と 明記された。

2015年4月・安倍首相は訪米し「夏までに安保法制を成立させる」と約束。

2015年5月・「安保閣連法案」を閣議決定。

7月16日・「安保法案」衆議院通過。

8月12日・うるま沖の「米軍ヘリ墜落事故」で自衛隊員2名(陸自中央即応集団「特殊作戦群」の隊員)が負傷す

2. 沖縄では、もう「安保法」が始まっている

8月12日の「米軍ヘリ墜落」で明らかになったことは、もう米軍と自衛隊が一体となった共同訓練が当たり前になっている事である。沖縄では、米軍海兵隊基地に自衛隊が滞在した共同訓練(集団的自衛権の訓練)が日常化している。

ここで、オバマ大統領の「アジア重視戦略(リバランス戦略)」を紹介する。

「オーストラリアのダーウィンにも海兵隊を駐留させる。これによって、南沙諸島有事の際にはグアム・ハワイ・ダーウィンから南沙諸島に米軍が対応し、それを支える後方支援を集団的自衛権を行って日本の自衛隊が行う。」

「たしかに、米軍は冷戦時代は、東アジアに軍事的空白をつくらないため、沖縄を重要な拠点と位置つけてきた。だが、日米防衛協力が拡大・深化したため、米軍は中国・福州から350キロの近距離にある与那国島に米軍を展開させない。与那国は「近すぎる」から。今後は、先島諸島に配備される陸上・海上自衛隊が米軍の手となり足となれば良い。」

事実、防衛省の「2013年の新防衛大綱」に基づき、沖縄を軍事拠点とする「島しょ防衛」の自衛隊配備計画がどんどん進んでいる。

基地では米軍と自衛隊の共同使用と共同訓練が強化されている。辺野古新基地は日米共同使用(自衛隊駐留)めざす超巨大基地(海兵隊・オスプレイ配備)十空軍(滑走路2本)十海軍(軍港機能)である。

本島南部の基地を北部に移設させ、辺野古を中心とした北部地域に軍事基地ゾーンを建設する計画である。

★「与那国島」・・・陸上自衛隊沿岸監視部隊(150人規模)の配備決定。宮古島の「レーダー」を補充するために、探知半径2千メートルのレーダーを建設する。

2014年4月から「駐屯地」の造成工事に着手しており、2016年3月末までに配備を完了させる予定。

★「宮古島」・・・現在、航空自衛隊基地に半径600キロメートルの探知能力のある固定式レーダーが配備されている。これに陸上自衛隊(地对艦や地对地のミサイル部隊や警備部隊など800人規模)の配備計画、本年度中に用地取得に着手する計画。

もう一つの懸念が、「下地島空港」(3000mの民間空港)に航空自衛隊のF15戦闘機を配備する計画がある。

★「沖繩本島」・・・在沖米軍基地では米軍と自衛隊の共同使用と共同訓練が強化されている。辺野古新基地は日米共同使用(自衛隊駐留)めざす超巨大基地(海兵隊・オスプレイ配備)十空軍(滑走路2本)十海軍(軍港機能)である。

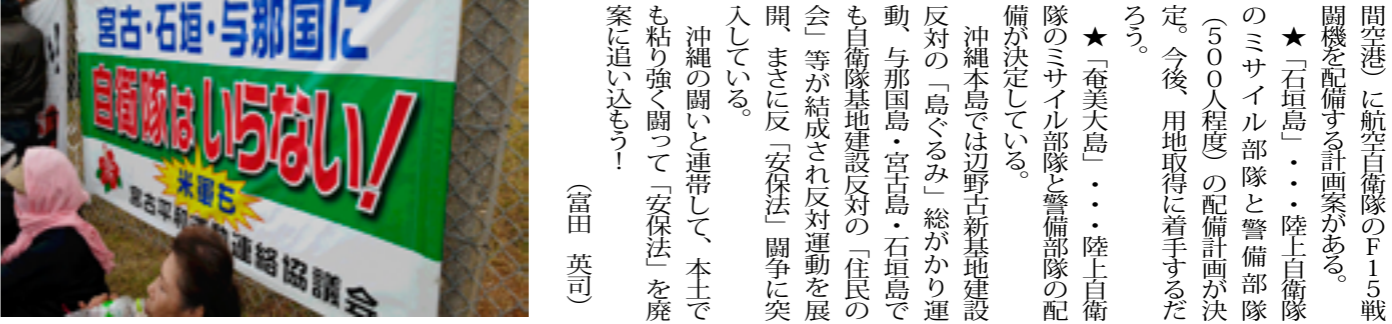
本島南部の基地を北部に移設させ、辺野古を中心とした北部地域に軍事基地ゾーンを建設する計画である。

★「奄美大島」・・・陸上自衛隊のミサイル部隊と警備部隊の配備計画が決定。今後、用地取得に着手するだろう。

★「石垣島」・・・陸上自衛隊のミサイル部隊と警備部隊の配備計画が決定している。

沖縄本島では辺野古新基地建設反対の「島ぐるみ」総がかり運動、与那国島・宮古島・石垣島でも自衛隊基地建設反対の「住民の会」等が結成され反対運動を展開、まさに反「安保法」闘争に突入している。

沖縄の闘いと連帯して、本土でも粘り強く闘って「安保法」を廃案に追い込もう!



『昭和天皇の戦後日本』

『憲法・安保体制にいたる道』

豊下 愷彦氏著 岩波書店

二五九円二〇一五年七月刊行

本書は、憲法改正、東京裁判そして安保条約という日本の戦後体制の形成過程に、天皇がいかに主体的かつ主導的に関与してきたかを、『昭和天皇実録』を駆使して抉り出す。

二〇一四年九月に公表された『昭和天皇実録』は、編集に着手して以来、二十余年の歳月を掛けて纏め上げられた全六十一巻の浩瀚な資料の宝庫である。

当然のことながらそれらの資料は、前提として「昭和天皇の生涯を顕彰する性格」を持つ物ではあるが、何よりも重要なのは豊下氏が指摘する様に「二日一日の昭和天皇の行動を記述するにあたって、……数多くの出典資料が挙げられている」ことである。

つまり『実録』編集者は、それらの資料にあたって「練りに練ってある選択を行い記述して、……数多くの出典資料が挙げられている」ことである。つまり『実録』の出版に関連して書かれるべき著作であった。

豊下氏自身「本書は、こうした『実録』を文字通り駆使してまとめあげられたものであり、その結果として、かねて提起してきた筆者の『仮説』に裏付けが与えられて、……数多くの出典資料が挙げられている」ことである。つまり『実録』の出版に関連して書かれるべき著作であった。

『安保条約の成立』吉田外交と天皇外交」等を始めに数々の充分に説得的な「仮説」を読者に提起してきた。したがって本書はまさに『実録』の出版に関連して書かれるべき著作であった。

豊下氏自身「本書は、こうした『実録』を文字通り駆使してまとめあげられたものであり、その結果として、かねて提起してきた筆者の『仮説』に裏付けが与えられて、……数多くの出典資料が挙げられている」ことである。つまり『実録』の出版に関連して書かれるべき著作であった。

この昭和天皇の申し出を了承した結果、国体と安保、九条と米軍という対抗軸が、米軍の恩恵という論理で併存してしまう事態となったためだ。日中戦争の推進派だった吉田茂は、後年「対米独立」派だと「神話」化されたが、その内実はといえばさんさん安保交渉から「全権固辞」で逃避し続けた挙げ句、昭和天皇から引導を渡されるや米軍に安全保障を任せるとの天皇の対米従属路線に追随したのであった。

昭和天皇の行動原理は皇統を守り抜く的一点であり、専制君主として戦前は勿論、戦後も最高権力者然として振る舞った昭和天皇であった。しかし2・26事件以降軍部クーデターを常に恐れ大東亜戦争に反対しなかったために、結局310万人の日本人が犠牲になった。現在でも戦後日本には政治的責任をとるべき政治的枢軸が欠落しており、端的に表現すれば、戦後日本の体制とは在日米軍に守られる天皇とその官僚主導体制なのである。

れたと考えるもの」との自信を披瀝している。現代政治の研究者としては何という幸運であろうか。それでは、『憲法・安保体制にいたる道』の追求過程でもある本書の目次を紹介する。

序 『昭和天皇実録』の衝撃

第一部 昭和天皇の(第一)の危機——天皇制の廃止と戦犯訴追

第一章 「憲法改正」問題

1 「天皇の事業」としての憲法改正

2 マッカーサーへの「謝意」

3 なぜマッカーサーは急いだのか

第二章 「東京裁判」問題

1 天皇への「叛逆者」

2 「勝者の裁判」の先例

3 英語版「独白録」のゆくえ

4 対立する弁護の論理

第三章 「全責任発言」の位置づけ

1 「史実」となったマッカーサーの回想

2 「東条非難」の筋立て

3 円滑な占領遂行

第二部 昭和天皇の(第二)の危機——共産主義の脅威

第一章 転換点としての一九四七年

1 「天皇制打倒」の脅威

2 「米国のイニシアティブ」を求めて

3 なぜ「沖縄メッセージ」なのか

具体的には、昭和天皇は戦争裁判(東京裁判)に対して貴司令官が執られた態度につき、この機会に謝意を表明したいと発言している。

これに関連して昭和天皇は、一九七八年に元宮内大臣の松平慶民の息子永芳が、靖国神社の宮司として戦犯を、日本精神復興のために東京裁判を否定するという主旨で合祀した際に、これを厳しく非難し、以降天皇家は今に至るも参拝を拒否し続けているのだ。

皇統継続の強い意思をもった昭和天皇は、結局の所、米軍占領体制の継続となる安保体制(戦後対米隷属体制)の構築者した張本人である。すなわち昭和天皇は、日本側から米軍の継続占領を要請し、最終的にマッカーサー元帥もダレスもこの案にのり、そのため沖繩処分がなされたのである。当初は五分五分の論理での対等な日米(駐留)協定の交渉は、昭和天皇が占領継続を熟望した為に、早々に頓挫し米軍の占領が事もあろうに米軍の恩恵という形で交渉に入り、結果、全負担が日本に強いられることになり、現在に至る。

すなわち昭和天皇にとって、『憲法・安保体制』とは米軍占領継続であり、天皇制維持の手段だったのである。つまり憲法も九条も、天皇制維持と一体のものな

8月12日の「米軍ヘリ墜落」で明らかになったことは、もう米軍と自衛隊が一体となった共同訓練が当たり前になっている事である。沖縄では、米軍海兵隊基地に自衛隊が滞在した共同訓練(集団的自衛権の訓練)が日常化している。

ここで、オバマ大統領の「アジア重視戦略(リバランス戦略)」を紹介する。

「オーストラリアのダーウィンにも海兵隊を駐留させる。これによって、南沙諸島有事の際にはグアム・ハワイ・ダーウィンから南沙諸島に米軍が対応し、それを支える後方支援を集団的自衛権を行って日本の自衛隊が行う。」

「たしかに、米軍は冷戦時代は、東アジアに軍事的空白をつくらないため、沖縄を重要な拠点と位置つけてきた。だが、日米防衛協力が拡大・深化したため、米軍は中国・福州から350キロの近距離にある与那国島に米軍を展開させない。与那国は「近すぎる」から。今後は、先島諸島に配備される陸上・海上自衛隊が米軍の手となり足となれば良い。」

事実、防衛省の「2013年の新防衛大綱」に基づき、沖縄を軍事拠点とする「島しょ防衛」の自衛隊配備計画がどんどん進んでいる。

基地では米軍と自衛隊の共同使用と共同訓練が強化されている。辺野古新基地は日米共同使用(自衛隊駐留)めざす超巨大基地(海兵隊・オスプレイ配備)十空軍(滑走路2本)十海軍(軍港機能)である。

本島南部の基地を北部に移設させ、辺野古を中心とした北部地域に軍事基地ゾーンを建設する計画である。

★「与那国島」・・・陸上自衛隊沿岸監視部隊(150人規模)の配備決定。宮古島の「レーダー」を補充するために、探知半径2千メートルのレーダーを建設する。

2014年4月から「駐屯地」の造成工事に着手しており、2016年3月末までに配備を完了させる予定。

★「宮古島」・・・現在、航空自衛隊基地に半径600キロメートルの探知能力のある固定式レーダーが配備されている。これに陸上自衛隊(地对艦や地对地のミサイル部隊や警備部隊など800人規模)の配備計画、本年度中に用地取得に着手する計画。

もう一つの懸念が、「下地島空港」(3000mの民間空港)に航空自衛隊のF15戦闘機を配備する計画がある。

★「沖繩本島」・・・在沖米軍基地では米軍と自衛隊の共同使用と共同訓練が強化されている。辺野古新基地は日米共同使用(自衛隊駐留)めざす超巨大基地(海兵隊・オスプレイ配備)十空軍(滑走路2本)十海軍(軍港機能)である。

本島南部の基地を北部に移設させ、辺野古を中心とした北部地域に軍事基地ゾーンを建設する計画である。

★「奄美大島」・・・陸上自衛隊のミサイル部隊と警備部隊の配備計画が決定。今後、用地取得に着手するだろう。

★「石垣島」・・・陸上自衛隊のミサイル部隊と警備部隊の配備計画が決定している。

沖縄本島では辺野古新基地建設反対の「島ぐるみ」総がかり運動、与那国島・宮古島・石垣島でも自衛隊基地建設反対の「住民の会」等が結成され反対運動を展開、まさに反「安保法」闘争に突入している。

沖縄の闘いと連帯して、本土でも粘り強く闘って「安保法」を廃案に追い込もう!

本書の目次を仔細にみれば、敗戦により天皇制存続の危機に直面した昭和天皇がいかにその危機を打開しようと、どのような行動に出たのが、また折から冷戦が深刻化していく中で、昭和天皇は何を考え、いかなる外交を展開したのが、実によく分かる展開となっている。そこで天皇は憲法下で規定された国事行為のみを行う「一見世辞とした」天皇ではなく、国家の統括を行う実に主体的かつ主導的な君主然とした昭和天皇像である。

三百頁を越す大著なので、とても全面的な論評は出来ないが、大筋は以下である。

戦後70周年である現在も、日本は「憲法・安保体制」下の属国状態にある。一体なぜなのであるか。その答えが、本書では実に克明かつ説得的に解明されている。

いまだに「歴史認識」問題を日本が引きずるのは、昭和天皇が「全責任は私にある」と言ったとの「神話」とは全く裏腹に、戦争責任もとらず退位もせずにまた正式に世界に謝罪や反省をすることもなく、従って戦前と戦後とに明

確な一線を画す事なく、米軍に継続占領を依頼したことに端を発する。そしてマッカーサーとダレスがこの昭和天皇の申し出を了承した結果、国体と安保、九条と米軍という対抗軸が、米軍の恩恵という論理で併存してしまう事態となったためだ。日中戦争の推進派だった吉田茂は、後年「対米独立」派だと「神話」化されたが、その内実はといえばさんさん安保交渉から「全権固辞」で逃避し続けた挙げ句、昭和天皇から引導を渡されるや米軍に安全保障を任せるとの天皇の対米従属路線に追随したのであった。

昭和天皇の行動原理は皇統を守り抜く的一点であり、専制君主として戦前は勿論、戦後も最高権力者然として振る舞った昭和天皇であった。しかし2・26事件以降軍部クーデターを常に恐れ大東亜戦争に反対しなかったために、結局310万人の日本人が犠牲になった。現在でも戦後日本には政治的責任をとるべき政治的枢軸が欠落しており、端的に表現すれば、戦後日本の体制とは在日米軍に守られる天皇とその官僚主導体制なのである。

昭和天皇の公然たる「違憲」の戦後外交は、以下のようなものであった。

昭和天皇の自発的な意向で行われた沖繩処分(本土と沖繩の構造的差別)も元を辿れば、重光へ在日米軍撤退反対の指示を出し従来安保体制(米占領軍による巧妙な日本統治の占領体制の継続)を構築することにあった。このように米軍の日本占領に協力することで、東京裁判を免れ、忠臣東条に全責任を負わせ(米側が東条に証言を指す)、日本国憲法(天皇が保証する民主政治体制)では天皇制(国体)を温存させたのであった。

皇統維持のみが頭にあった昭和天皇は、広島や長崎原爆に就いては「やむを得ない」と何の呵責もなく発言できた。さらに朝鮮戦争では米軍のリッジウェイに原爆使用を催促し、対中ソ包圍網や価値観外交を米側に提案した。つまり昭和天皇には、違憲か否か、戦争か平和か、主権か沖繩かではなく、皇統の護持がすべてだったのである。

のである。

この時、ダレス特使は、日米二国間協定について、日本の要請に基づき米軍部隊は日本とその周辺に駐留するであろうと述べた。この説明に添えて、皇帝(昭和天皇)は至的な同意を表明した。(『米国外閣文書一九五一年・六巻』)

一九七五年、外国人特派員から日本が再び軍国主義の道を歩む可能性があるとお考えですかと問われた昭和天皇は、「いいえ。私はその可能性については、全く懸念していません。それは憲法で禁じられているからです」と答えている。明仁天皇はこの立場にある。

結局の所、明仁天皇とその一家の保守の立場とは、反軍国主義、九条及び日本国憲法擁護、ポツダム宣言に基づく東京裁判承認、靖国祀問題反対なのであり、右派を自称する安倍総理ら日本会議一派の立場とは対局にあるのである。

豊下氏は、安倍氏ら日本会議について、本書で以下のように記述している。「歴史的にみれば安倍政権の成立は、東京裁判とサンフランシスコ講和条約に基づいて構築されてきた戦後秩序を否定する論理と心情を孕み、しかも相当の大衆的基盤をもった政権が、戦後初めて誕生したことを意味する」「こうした

安倍政権のスタンスは、米国をジレンマに直面させている」

このジレンマとは、「米国がかねて求めてきた集団的自衛権の行使を積極的に進めようとする政治勢力が、同時に戦後秩序を否定する勢力に他ならない」というものである。

かくして日本は戦後最大の岐路に立っている。しかもそこで問われていることは、豊下氏が提起するように「一九三〇年代から終戦までの間」の時代をいかに総括するか、ということなのである。

私もこの提起には全面的に賛成する。また九月十九日に安倍法案が强行採決されてしまったが、多くの人々は憲法九条を守る立場から闘った。しかし私たちは、戦前と戦後確立してきた「憲法・安保体制」について、今こそ豊下氏の著作に学ぶ必要があるだろう。

今後について、豊下氏は「国際社会の有効と平和、人類の福祉と繁栄に寄与する」との明仁天皇の立ち位置を立脚点としつつ、「今後の日本が進むべき道を具体的に展望していくことは、我々がなすべき主体的な課題に他ならない」としている。しかしこの点については、私は日本社会に天皇は必要なしとの観点から

とても賛成できない。

既に述べたように豊下氏は『安保護法の成立』吉田外交と天皇外交』等を始めに数々の説得的な「仮説」を著者に提供してきたが、その「仮説」がまさに「昭和天皇実録」の出版により、事実として確定した。

さて前号の読書室では、矢部宏治氏の『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』を取り上げた。その本のPART 3 安保村の謎(一)では、昭和天皇と日本国憲法、国連憲章と第2次大戦後の世界、自発的隷従とその歴史の起源といった重たいテーマについての分析がなされている。

私自身、矢部氏の論証の緻密さに圧倒され、従来から知りたかった事が明確に述べられていること

に驚かされた。そして天皇の「人間宣言」も「日本国憲法草案」も

最初は英文であった事の秘密が、矢部氏によって徹底解明されている。その核心は「天皇十米軍」が戦後日本の国家権力構造になった事にある。つまり天皇と米国による「アメリカの占領政策」日本の国家再生計画」という共同プロジェクトを進めることもあったのだ。そして日米合同委員会はそのための組織なのである。この会議は月二回の定例で行われている。

本書は、その包括的な内容により矢部氏の結論を補強し、ある意味において豊下氏の現代政治史論の総決算書とも形容できる、大変に優れた学芸に値する著作である。(直木)



昭和天皇の戦後日本

豊下 楯彦

(憲法・安保体制)にいたる道

「憲法の力」 著 伊藤真

集英社新書 6800円＋税

安保護法＝戦争法の問題点がよくわかる!

著者の伊藤真さんは、1958年生まれで伊藤塾塾長、弁護士です。

伊藤さんは、9月8日の国会安保特別委員会を参考人として、安保護法について反対の見解を述べています。少し引用します。

「憲法を無視して、今回のような立法を進めることは立憲民主主義国家としては到底有り得ないことです。国民の理解が得られないまま採決を強行して法律を成立させることなどあってはならない」

「本案は国民主権民主主義、そして憲法9条憲法前文の平和主義、ひいては立憲主義に反するものでありますから、直ちに廃止すべきと考えます」。「代表民主制としても正当性を各国会でもあの場合、主権者国民の声を、直接聞くことが不可欠と考えます。連日の国会前の抗議行動、全国の反対集会、デモなどを始め、各種の世論調査の結果で、国民がこの法制に反対であることは周知の事実となっております」

また、徴兵制について安倍政権は、憲法18条(意に反する兵役)に反するから有り得ないと言いま

失うという場面もあり、恥すかし私でしたが20〜40代の若い職員だからこそ勤まる仕事だと、厳しい現実を知りました。

9月に入った頃から、訓練中の授業の一貫として施設見学を自主的に行って良い時間があり、私も他の訓練生と連なって何カ所か見学に行きました。印象に残ったのは株式会社で運営する認知症型のグループホームで、9人が各階で共同生活を営む小規模な施設でした。入所者3人対し1人の介護者が付く恵まれた条件でした。その家庭的な雰囲気の中で、見学者である私たちには入所者の安心感が伝わってきました。

このような小規模が理想だと思いますが、このグループホームを運営するのは、入所者1人に18万円の負担が必要とのことでした。その上、各部屋は自宅という設定なので電球が切れたら家から持ってきて交換してもらいなど自己負担も伴うようでした。施設長の説明

では、社会福祉法人は法人税を免除してもらっているが、ここは株式会社なので納税は必要、そのしわ寄せが入居者の負担増につながっていると強調されました。

新たな挑戦の結果、無事、終了証書をいただき、資格を取得しました。これからは、週の限られた曜日・時間を使い、教わった知識や技術を生かし、健康な体を資本に働くつもりです。退職後の半年間、体を楽したつづけが体重に加わってしまいました。元の体重に戻すためにも体を動かし働かなければと思うこの頃です。(恵)



介護職初任者研修を終えて

今年、6月25日から始まって9月24日に終えた介護職研修は、私にとって新たな挑戦でした。本来なら4月に60歳を迎え、これからは少しのんびり、と思っていたのが正直な気持ちでした。しかし、職安に行つて、職業訓練という恵まれた条件(受講料は無料・交通費も支給)で資格が取れる事を知り、年齢的にも今しかないと思ったのでした。

前回、担当した7月の「色鉛筆」でも研修のことを紹介しましたが、その後8月の8日間を実習したことは介護の現場がどれほど大変かわかると感じました。よく耳

私を実習に行つた特養では、94名もの入所者があり、正直言ってフロアー担当の職員は排泄・移乗の介助に振り回されている、といった印象でした。そんな中、もちろん職員の一入ひとりには利用者に合った的確な介助をしています。介助待ちの呼び出しベルを気にしながらの目の回るような忙しさは、びっくりでした。時には、教わっている職員の姿を見

憲法の力

伊藤真

司法試験界の
カリスマ塾長
による
「憲法講義」!!

りません。憲法99条をみると、憲法を守らなければならないのは天皇や国務大臣、国会議員、公務員であり国民ではありません。本では、集団的自衛権について、政府が行ってはいけないとしてきたことを述べています。引用します。「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」(1981年5月29日 衆議院議員稲葉誠一氏提出の「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する政府答弁書)

安倍政権は、明らかに憲法違反の安保護法を通してしまいました。この法律を廃止するため、安倍政権を退陣させ次期衆議院選挙、参議院選挙で自民・公明・橋下一派らを少数に追い込まない

色鉛筆

にする特別養護老人ホームは比較的、利用者負担が軽く、そのため入所待ちの方が後を絶ちません。私たちが通った施設は総合的なサービスを提供している社会福祉法人でした。その建物内には、特養のほかデイサービス・訪問介護ステーション・ショートステイ・ケアハウスと、利用者や家族にとって幅広いサービスの選択ができる便利な所でもあります。

介護業界では、社会福祉法人の資格があれば、法人税の免除をはじめ日々の経営維持にも有利になり、事業拡大に向けての国からの補助が受けやすくなるようです。どこの業界でも大きい所が得をする、ということでしょうか。しかし、そこで働く労働者、入所している利用者にとつては、大規模施設ということがプラスになるとは一概に言えないと思います。

私が実習に行つた特養では、94名もの入所者があり、正直言ってフロアー担当の職員は排泄・移乗の介助に振り回されている、といった印象でした。そんな中、もちろん職員の一入ひとりには利用者に合った的確な介助をしています。介助待ちの呼び出しベルを気にしながらの目の回るような忙しさは、びっくりでした。時には、教わっている職員の姿を見

震災ツアーに参加して

協同組合組織による震災ツアー。最新の現状や被災者の声を聴くために参加しました。

●第一日目（石巻、女川方面）

まずは、仙台市内からJR石巻駅に到着。石ノ森章太郎のサイボーグ○○9キャラクターのお出迎えでした。



とりあえず生活協同組合で運営するサロンにたちよりの、当時の被災者の声を聴きました。3月のあの寒い日、必死で登った線路の土手の上で過ごした不安な夜など、思い出すのも苦痛なはず。市内の当時の被災状況を体験的にお話いただきました。



写真は、震災の前に日和山（石巻市内にある高台）から北上川の対岸を撮ったものです。



これは、同じ方角を私が撮影したものです。中央に同じ小学校がありますが、人家はほとんど姿を消しています。

石巻市内にある女川の被災者仮設住宅の集会所にて。もと女川市役所職員で仮設の世話役をしている方から、被災の報告と復興の現状をお聞きしました。



女川市は漁港の街。津波により湾沿い

この避難解除準備地域、とは除染作業によりそれが済み次第避難指定を解除し「帰宅」を促すというもの。われわれツアー一行も特別許可を取ってこの地域に立ち入りました。

まず向かったのが常磐線元JR小高駅。この町は3・11以降時間が止まっている。平和な当時の町の観光案内図がそのままの姿で残っている。



当時のまま残された駅前の自転車置き場。おおくは○○高校の生徒のものらしい。放射で汚染されているので町への立ち入りももちろん、自転車や物品の持ち出しも許可なければできない。



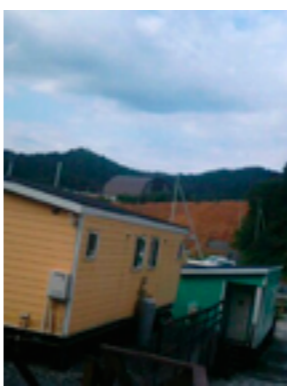
や平地にあった住宅、倉庫などは壊滅。スクリーンに映された被災前と被災後の写真に参加者も改めてショックを受けていたようでした。

もともと過疎に悩んでいた地域ですが、さらに人口は一挙に半分ぐらいに落ち込みそうとか。一朝一夕の解決ではなく、長期の社会再生ビジョンが必要に思われました。



復興工事は、近隣の山を削り宅地にするという大工事。何年かかることや。被災地には長期にわたる効果的な支援が必要。軍事に使う資金はないはず。軍事路線は政治の貧困のあかしなのです。

こは女川湾から2キロ近く？は内陸ですが、この辺りも津波到達地域。家は建てられません。ので、写真の「家」は実はトレーラーハウスの「ホテル」です。



除染で出た放射性廃棄物が至る所に積み上げられています。ところが放射能廃棄物はとも満杯。受け入れ先も難航。除染してもそのままのように家の軒先に積み上げられています。



バスから途中で撮影した除染作業。高所作業車で屋根のホコリを取り除いているようだ。作業者はホウキを持っています。



この地域では至る所にピンクののぼりが。「除染作業中」と書いてある。



自転車や門柱、その他物品にはピンクのリボンが結んであります。元町長さんにお聞きしたら「除染する」という意味で、物品ごと廃棄する場合は「イエローリボン」をつけるらしい。

移動できるように車が下についているのです。苦肉の策と言うことでしょうか。中身はビジネスホテル並みかそれ以上。今夜はここに泊まりました。

夜の二次会。沖繩の三線による民謡も登場。このときは楽しかったですね。



続 震災ツアー 苦肉の策「ビジネスホテル」の人たち

前日（九月十三日）は、宮城県でも津波被害ひどかった石巻、女川地区の現状を地元の方々の声で聴くことができました。今日（九月十四日）は、南相馬市の福島第一原発から二十キロ圏内にある「小高地区」を、元の町長さんの案内やご意見を聞きながら歩きました。

はじめに、国道六号線を北から進み線量のあまり高くない地域まで（浪江町と双葉町の境界付近）Uターン。途中で六号線からそれて海岸の地域を見学。それでもこの地域では、以前は福島第一原発の「排気塔」が見えたらしい。今でも緑色をした鉄塔など何らかの施設が林の向こうに見える。

写真の柵の向こう側は「低レベル放射線廃棄物の中間貯蔵施設の予定地」とか。地元の人「前は柵などなかった」と。

原子力政策の疑惑と秘密主義は枚挙にいとまがありませんが、この「中間貯蔵



「避難指定解除準備区域」である南相馬市小高地区を元町長（町が市に合併したらしい）の案内で、無人の街の中に。



元町長さんの自宅にて。写真手前がもと小高町町長さん。自宅に、地域の友人とわれわれ見学者約30人を招いて心の内を語り続けました。

●原発事故と避難により家族がバラバラになり苦悩している。

●役所の除染は形骸化しており、放射線低下にはつながっていない。地表を5センチ削っても放射線物質は地下10センチに到達しておりそれを「予算がない」と無視している。

●東京から専門家がきて「除染すれば大丈夫」と言うがとうてい信じられない。彼らは「1日しか被災地に来ない、放射能大丈夫だというなら家族ごと移住するぐらいしなければ信じられない。」

●子供や孫たちは放射能のために、帰還を断念している、地域は野生動物も増加しているの帰還を希望しても容易ではない、そんな困難を政府や行政は理解しているとは思えない。

地域の3人の方々は、さまざまな怒りと不安を語り続けました。



時間は前後しますが、バスの移動中「生業を返せ地域を返せ・福島原発訴訟原告団」の大内秀夫さんのお話がありました。福島五十九市町村、避難中の人も含めて約四千人の大原告団となっています。その運動の歴史や現在のお話もありました。この福島地裁判決は来年に出る予定。論戦では圧倒的でも予断は許せないとのことでした。

震災ツアー最後の地点は、仙台に帰る途中にある宮城県山本町の中浜小学校。私の当時の新聞記事の記憶では、大震災の三日前に中程度の地震がありました。そのとき当校長は「もし津波が来た場合、子供たちを連れては避難所まで逃げ切れない」と判断。屋上に全員が避難するという方針を決意した。その翌々日大震災が来ました。子供と教職員全員が極めて狭い「屋上」に避難しました。しかし、それも危機一髪。

手前の女性が撮影している位置に「津波到達プレート」があります。ほとんど二階建ての庇（ひさし）のあたりです。



想像を超える津波の規模で、先
生も死を覚悟したとか。沖から迫
る巨大な第二波は校舎を超える規
模だったと語ります。その時に第
一波の引き波が第二波を押しした
という驚異と言いか想像を絶する
事態だったようです。全員が津波
からは奇跡的に救われました。



破壊されたままの中浜小学校は
「立ち入り禁止」。そんなことは
無視してみんなで柵を超えて校内
へ。破壊された姿のままでした。
写真は一階の様子。

紹介が遅れましたが、参加者の
多かったのは福岡市でした。一番
若い参加者は単独で参加した女子
高校生。それ以外でも若い女性が
結構いたのが印象に残りました。

(bum)

読者から の手紙



NO 544号で掲載された阿
部氏の言解、主張に共感、絶対的
に支持する。

九条の持つ歴史的意義は、人類
最大の愚行である戦争に手段とし
ての軍事力の放棄であり、何より
も防衛・自衛という名の正当な大
義をも否定している法である。

護憲派の中に多くいる専守防衛
を拒絶するあまりにも理想的な理
念を示す九条をいかにして実現す
るのか？

自衛隊を改編 内外の緊急援助
支援に徹し、外にも紛争の原因で
ある領土・資源・民族・宗教、貧
困格差の資本主義特有構造にふみ
こみ、矛盾を軽減する経済改革の
実践を日本みずから担う。

戦争は一時的解決はずれど、多
在人命、恐るべき環境の破壊をも
たらす。誰か誰(圧倒的多数)が
損失をおむるのか。

この真実がいまだに多くの人に
反映されない。全く不可解の人間
の扱いにくさを思いしらされる。

(深町)

コラムの窓… 最古の反戦運動はローマの女性たちから？



ローマがまた「帝国」になる
前のごと、またイタリア半島
の小さな「都市国
家」群のひとつで
しかなかった。

移住してきたば
かりのこの部族は、
男性が多く女性が
少なかった。結婚
相手が不足し、あ
る計略を考えつい
た。ローマの隣の
都市国家の住民に
「お祭りをするか
ら」と誘った。と
ころが、祭りが始
まると、ローマの
男性達は、祭りに
きた女性達を、無理
やり自分の家に連
れ去り「妻」にし
てしまった。有名
な「ローマの嫁取
り」である。

隣国の王は激怒
し、ローマに対して
戦争を始めた。戦い

は長びき、そのうち女性たちが
「もう戦いはやめて！」と声を上
げ始めたという。無理やり「妻」
にさせられたとはいえ、今では子
どもも生まれ、夫もそれなりにま
じめに家庭を守って働いてくれ
ている。これからは子育てもた
ちの命を粗末にするのは、やめてほ
しいと懇願した。

女性たちの声に押されて、両国
の王は戦争を停止し、その後しば
らくは連合を結び、王も交互に選
出したという。歴史に残る「最古
の反戦運動」である。戦争はいつ
も支配階級の論理に民衆が煽られ
て始まる。だが、その民衆には子
どもがいる。「命を粗末にする
な」という戦争忌避の論理もまた
民衆からわいてくるのだ。

今回の安保法制で安倍首相が、

「子どもを抱いた母親」のイラスト
トを多用したのも、そこがネック
と気付いたからかもしれない。だ
が、その母子が「艦船に乗ってい
る」構図では逆効果だった。

に、何故か地球の一部で戦争や
侵略が始まった。「四千年問題」
と言われる人類史の大命題であ
る。「気候が寒冷化したため」
だけでは説明できない。大規模
農耕・牧畜社会で階級支配が発
生したことも、深く関係してい
るとも言われる。

明治の大日本帝国が、清国やロ
シアとの間で「朝鮮に対する覇
権」を争って戦争を起こしたとき
も、詩人の与謝野晶子は「君死に
たもうことなかれ」と反戦の詩を
読んだ。幸徳秋水は「帝国主義
論」を著わし、日本とロシアの民
衆連帯を訴えた。内村鑑三もま
だ、キリスト教人道主義の立場か
ら、平和を訴えた。彼らは日本人
の誇りである。

だが、そこにも「戦争を回避
する」知恵は生まれている。東
南アジアの稲作社会は、ひとつ
の河川水系から、各水田に水を
分け合う必要から「水争い」を
避ける社会的ルールがはぐくま
れてきたという。

人類がお互いに戦をするように
なったのは、いつごろからだろう
か？少なくとも四千年前ま
では、大規模な戦の形跡はないら
しい。数万年前、氷
河期と悪戦苦闘して
いた後期旧石器時
代、人類は寒冷世界
や海洋世界を乗り越
え、助け合って生き
ていた。一万年前
気候が温暖化し、新
石器時代(日本では
縄文時代)に入って
からも、しばらくは
母権制の平和な社会
が続いたという。

今、あらためて、それらを掘
り起こし、現代に生かしたい。



ジャック=ルイ・ダヴィッドの「サビニの女たちの仲裁」

四千年前ごろを境

(松本誠也)